

第 8 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成26年1月28日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年1月28日(火曜日)

午前10時0分開議

午後0時10分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ① 「「安全・安心くまもと」実現計画2014」の策定について
- ② 「第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン（仮称）」の策定について
- ③ 「熊本県子どもの読書活動推進計画（第三次）」の策定について
- ④ 「熊本県スポーツ推進計画」の策定について
- ⑤ 「熊本県いじめ防止基本方針」について

出席委員（8人）

委員長	高野洋介
副委員長	九谷高弘
委員	山本秀久
委員	早川英明
委員	荒木章博
委員	松田三郎
委員	鎌田聡
委員	前田憲秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	田崎龍一
教育理事	柳田幸子
総括審議員兼教育指導局長	瀬口春一
教育総務局長	柳田誠喜
教育政策課長	能登哲也
学校人事課長	山本國雄
社会教育課長	福澤光祐

文化課長	小田信也
施設課長	清原一彦
高校教育課長	上川幸俊
政策監兼高校整備推進室長	田村真一
義務教育課長	緒方明治
特別支援教育課長	高橋次郎
人権同和教育課長	池田一也
体育保健課長	平田浩一

警察本部

本部長	西郷正実
警務部長	黒岩操
生活安全部長	浦次省三
刑事部長	浦田潔
交通部長	木庭強
警備部長	吹原直也
首席監察官	吉長立志
参事官兼警務課長	福田泰三
参事官兼会計課長	牧野一矢
理事官兼総務課長	奥田隆久
参事官兼生活安全企画課長	甲斐利美
参事官兼刑事企画課長	林修一
参事官兼交通企画課長	高山広行
理事官兼交通規制課長	安武秀則
参事官兼警備第一課長	佐藤正泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐	小夏香
政務調査課主幹	山鹿公嗣

午前10時0分開議

○高野洋介委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから、第8回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日の議題として、警察本部から1件、教育委員会から4件の報告事項があります。警

察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、着席のままです。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当部長から説明をお願いいたします。

初めに、西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 おはようございます。

それでは、警察関係の総括説明をさせていただきます。失礼ですが、着座で説明をさせていただきます。

常任委員会の皆様方には、平素から、警察行政の各般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして心からお礼を申し上げます。

高野委員長におかれましては、昨年末に実施をしました繁華街クリーンアップ大作戦一斉パレードに御参加をいただき、また、委員の皆様方には、年頭視閲式に、大変お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

本日は、ことし初めての委員会でございますので、警察関係の取り組みについて若干説明をさせていただきます。

県警察では、昨年までの2年間、「安全・安心くまもと」実現計画2012」を策定し、組織の総力を挙げて各種施策を推進してまいりました。

その結果、基本目標に掲げました刑法犯認知件数は、下半期では増加傾向に転じ、また、殺人、強姦などの重要犯罪、住宅対象の侵入盗、ひったくりなどの悪質な窃盗犯が増加しましたが、年単位では10年連続で減少をしました。

交通死亡事故も、増加傾向の中、年単位では前年と同数となりました。

一方、犯罪の検挙につきましては、刑法犯

全体では前年比で減少しましたが、殺人、強制わいせつなどの重要犯罪、住宅対象の侵入盗など、県民を不安に陥れる事件では、前年を上回る検挙となりました。

県警察では、このような治安情勢を踏まえまして、一層の治安の向上を図るため、平成27年末までの治安計画として、「安全・安心くまもと」実現計画2014」を策定し、取り組むことといたしました。

計画の詳細につきましては、担当者から説明をさせますが、県警察では、ことしも、職員一丸となって、県民の期待と信頼に応えることができるよう取り組んでまいりますので、皆様方には、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○黒岩警務部長 おはようございます。

それでは、県警察からは、「安全・安心くまもと」実現計画2014」の策定について御説明をいたします。

県警察では、平成24年から2年間の治安対策として策定しました「安全・安心くまもと」実現計画2012」に基づき、犯罪及び交通死傷事故の抑止並びに犯罪の検挙に組織を挙げて取り組んでまいりました。

その結果、刑法犯認知件数は10年連続の減少となり、また、交通事故の死者数についても、昭和48年のピーク時と比較すると約3割にまで減少するなど、着実な成果をおさめています。

しかしながら、県内では、女性、子供を狙った性犯罪や、強盗や殺人などの凶悪事件に発展するおそれがある空き巣、忍び込み等の侵入窃盗事件が増加傾向にあるなど、安心の確保、すなわち、県民の治安に対する不安感の解消はいまだ道半ばであると考えております。

そこで、実現計画2012が昨年末をもって終期を迎えたことに伴い、本年1月からの新たな治安計画として、「安全・安心くまもと」

実現計画2014」を策定し、安全、安心なくまもとを実現するための治安対策を推進していくこととしました。

本計画の策定に当たりましては、実現計画2012の検証結果はもとより、体感治安に関する県民の意識調査の結果、変化する社会情勢、治安情勢等を踏まえたものとしています。

それでは初めに、実現計画2012の検証結果について御説明します。

お手元の資料1をごらんください。

この資料は、実現計画2012を推進する上で基本目標としました3項目の推進状況を検証したものです。

なお、実現計画2014についても、同じ基本目標としています。

1の安全・安心を体感できる犯罪抑止ですが、昨年の刑法犯認知件数は1万2,836件で、ピーク時である平成15年の半数以下となり、また、10年連続での減少となりました。これは、県警察が、関係機関、団体、地域住民と連携、協働して、各種犯罪抑止対策に取り組んできた成果だと考えております。

2の交通死傷事故の抑止ですが、交通事故死者数は一昨年と同数で、昭和48年のピーク時と比較すると約3割にまで減少していますが、ここ数年で下げどまりの様相を示しています。また、内容を見てみますと、依然として死者全体の半数を高齢者が占めている状況にあります。死傷者数については、発生件数の減少に伴い、減少傾向を示しています。

3の県民生活を脅かす犯罪の検挙ですが、刑法犯検挙率及び特別法犯送致人員が低下、減少をしています。内容を見ますと、振り込め詐欺などの特殊詐欺事件、出会い系サイトなどのネットワーク利用犯罪、薬物事犯等の検挙が低調でした。しかしながら、暴力団幹部らによる殺人事件、菊池市・竜門ダムにおける女性殺人事件など、社会的に耳目を集める重要犯罪については相次いで検挙するなど

して、県民の不安の解消に努めているところです。

次に、体感治安に関する県民の意識調査の結果について御説明をいたします。

資料の2をごらんいただければと思います。

本調査は、平成19年から2年ごとに、体感治安に関する県民の意識調査として、同じ質問項目によりアンケートを実施しているもので、資料は、平成21年、平成23年及び平成25年の実施結果について、その概要をまとめたものです。

問2、水色で網かけしてありますが、問2を見ますと、ここ数年間の熊本県の治安については、良くなった、どちらかといえば良くなったと回答した人が30.1%と、前回の調査結果よりも4.3ポイント増加しており、平成19年の調査開始以来初めて、悪くなった、どちらかといえば悪くなったの回答を上回ったという結果から、治安回復の兆しが見られたと考えています。

このほか、主な特徴点について申し上げますと、問3になりますが、熊本県の治安について不安に感じているものとして、前回2位であった、子供への声かけやわいせつ事案が今回は1位となりました。

また、次のページをおめくりいただきますが、問10にあります、特に力を入れて取り締まってほしい組織や個人として、暴力団や暴力団員と、暴走族などの非行集団や非行少年が同率で1位という結果でした。

以上のとおり、実現計画2012の検証結果や意識調査結果等を踏まえ、県警察としましては、治安回復の歩みを確実なものとし、県民の体感治安をより向上させるための治安計画として「安全・安心なくまもと」実現計画2014」を策定いたしました。

それでは、実現計画2014について説明をします。

資料3をごらんいただければと思います。

計画の名称については、表題にありますとおり、「安全・安心くまもと」実現計画2014」としてありますが、これは、「安全・安心くまもと」実現計画という名称が、警察職員のみならず、県民や関係機関、団体等に広く周知され、定着していること、定着した名称を継承することで、警察職員に目標を達成するという認識を共有させ、県民に対して公約した内容を達成するまでやり抜く姿勢を示すためなどの理由から設定をしたものです。

推進期間は、平成26年1月から平成27年12月までの2カ年といたします。これは、熊本県全体で取り組んでいる幸せ実感くまもと4カ年戦略及び第9次熊本県交通安全計画の終期がいずれも平成27年度末であり、県と連動して両計画を掲げた目標を達成すべきであるということ、また、変化する治安情勢、社会情勢を踏まえたものとする必要があることから、これまでの計画と同様に2カ年といたしました。

計画の基本理念は、2に記載をしておりますが、「県民の期待と信頼に応える強い警察～安全・安心くまもとを目指して～」であります。前計画の基本理念は「県民の期待と信頼に応える力強い警察」であり、これまでの力強い警察から力という文字をとった強い警察となり、イメージが変わったかと思われるかもしれませんが、これは、先般、警察庁から「高い規律と士気を有する警察組織を確立するとともに、第一線警察機能を最大限に発揮するための環境を整え、もって、国民の期待と信頼に応える強い警察を確立しなければならない」と指示されたことを受け、策定したもので、単に力強いという外向きの執行力だけではなく、内面からの強さを十分に備えた警察組織となり、その上で、犯罪や事故に立ち向かうための執行力を発揮し、安全、安心くまもとを実現していくとの趣旨によるものです。

また、サブタイトルの「～安全・安心くまもとを目指して～」については、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立して、県民のために、安全、安心くまもとを目指していくという、いわば県警察の決意を表現したものです。

この基本理念は、平成26年熊本県警察運営方針として位置づけております。

計画の基本目標は、3になりますが、これは、県民の体感治安の向上を図り、あわせて、熊本県の計画である「幸せ実感くまもと4カ年戦略」及び「第9次熊本県交通安全計画」の目標を達成するため、前計画の基本目標を継承し、安全・安心を体感できる犯罪抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙といたしました。

重点項目、4番になりますが、これにつきましては、資料にあるとおり、8項目を設定いたしました。

重点項目及びその推進施策については、資料の右側に記載をしておりますが、その内容につきましては、資料4の「安全・安心くまもと」実現計画2014により御説明をしたいと思います。

それでは、資料4になりますが、少しおめくりをいただきまして、3ページをごらんいただければと思います。

第1の犯罪の起きにくい社会づくりですが、次のページを含めまして、6つの推進施策を掲げております。

県警察では、これまで、犯罪の発生を抑止するために、さまざまな施策を推進してきたことにより、刑法犯認知件数は、平成16年以降、10年連続で減少をいたしました。今後も引き続き犯罪抑止総合対策を推進するとともに、警察と関係機関、団体、地域住民との連携、協働した取り組みにより、県民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を目指し、取り組むこととします。

特に、推進施策1の地域の情勢に即した犯罪抑止対策の推進では、取り組み項目とし

て、新たに犯罪抑止に関する情報発信活動の強化を盛り込みました。これは、意識調査結果において、治安や犯罪に関する情報提供は十分だと思いませんかとの問いに対し、依然として半数の方が、余り十分でない、不十分だと思っていると回答していることから、犯罪の発生状況や防犯対策等の情報発信活動を強化し、県民の体感治安の向上を図るとともに、警察活動に対する県民の皆様の一層の理解を求め、これを目的として盛り込んだものです。

次に、5ページをごらんください。

第2の県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙ですが、8つの推進施策を掲げています。意識調査結果では、特に力を入れて取り締まってほしい犯罪の1位は、殺人、強盗などの凶悪な犯罪であり、この種の事案への対策として、迅速、的確な初動警察活動の推進を初めとした各種施策に取り組むことといたします。

また、前計画の検証において今後の課題となった振り込め詐欺などの特殊詐欺に対する取り締まりやサイバー空間における犯罪対策についても、引き続き推進施策として掲げ、取り締まりと検挙を強化することといたします。

8ページをごらんください。

第3の思いやりのある安全な交通社会の実現ですが、5つの推進施策を掲げております。

県下の交通事故の発生件数は減少傾向で推移していますが、依然として飲酒運転など悪質交通違反による交通事故やひき逃げ事件などの重大交通事故の発生が後を絶ちません。

悲惨な交通事故を一件でも減少させ、安全な交通社会を実現するためには、交通社会を構成する一人一人がお互いを思いやる心を持って、交通ルール、マナーを守ることが重要です。

そこで、思いやりのある安全な交通社会の実現に向け、県民とともに進めてきた各種施

策をさらに強化し、これまで以上に総合的な交通死傷事故抑止対策を推進することとします。

また、意識調査結果で特に力を入れて取り締まってほしい組織の1位として、暴力団とともに挙げられた暴走族などの非行集団に対する取り締まりについては、推進施策2の道路交通秩序の維持の中に、暴走族を許さない社会環境づくりと暴走行為の徹底検挙を盛り込み、今後も引き続き取り締まりを強化することとします。

次に、10ページをごらんください。

第4の高齢者の安全の確保ですが、3つの推進施策を掲げています。

県警察では、高齢者の安全の確保に向けたさまざまな施策を推進してきましたが、依然として高齢者を狙った犯罪は後を絶たず、また、高齢者が当事者となる交通事故も多発している状況です。そこで、今後も引き続き高齢者の安全を確保するための取り組みを強化することといたしました。

11ページをごらんください。

第5、子供を犯罪から守り育てる社会の実現ですが、3つの推進施策を掲げています。

県内の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成15年以降減少傾向にあるものの、万引き等の初発型非行は高原状態で推移するとともに、再非行者率が高く、警察で検挙、補導した少年のうち、3人に1人が再び非行に走っている現状がございます。

一方、子供が被害者となる性犯罪やその前兆事案となる声かけ、つきまとい等の事案、インターネットを通じて児童買春等の福祉犯被害に遭う少年も後を絶たず、いじめや児童虐待事案についても予断を許さない状況です。

こうした厳しい情勢を踏まえ、自治体、教育機関、ボランティア団体等と連携を図りながら、子供を犯罪から守り育てる社会の実現を目指すことといたします。

また、意識調査結果で治安について不安を感じているものの1位が、子供への声かけやわいせつ事案であったことを踏まえ、子供を犯罪被害から守るための対策の強化を推進施策の1番目に掲げ、子供を狙った性犯罪の予防、いじめ問題への的確な対応及び虐待事案への取り組みの強化などを盛り込み、引き続き取り組みを強化することとします。

12ページをごらんください。

第6の暴力団の排除と組織犯罪の取り締まりの徹底ですが、4つの推進施策を掲げています。

暴力団は、これまで本県を含む九州各地で対立抗争事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威となっており、意識調査の結果からも、県民は、暴力団や暴力団員の取り締まりを強く望んでいます。

一方、暴力団排除条例の施行に伴う官民協働の取り組み等により、暴力団を社会から孤立させ、これを排除するための千載一遇のチャンスが到来しております。この機会に、暴力団対策を中心に、国際犯罪組織等を含めた組織犯罪の封圧に向けた施策を強力に推進することといたします。

14ページをごらんください。

第7、災害・テロ等緊急事態への迅速・的確な対応ですが、2つの推進施策を掲げています。

東日本大震災、九州北部豪雨、伊豆大島の土石流災害など、近年甚大な被害をもたらす大規模な自然災害が相次いで発生し、これまで以上に行政機関による災害対策の重要性が注目されています。

また、国内外の諸問題を捉えた抗議活動を執拗に行う右翼などがテロ等重大事件を引き起こすおそれがあるなど、依然としてテロの脅威に直面しています。

このような災害やテロ等の緊急事態は、一たび発生すれば多くの犠牲者が出るとともに、社会的に大きな混乱を引き起こすなど、

その影響ははかり知れないことから、今後も、災害、テロ等の緊急事態に迅速、的確に対応できる体制づくりを推進することといたします。

15ページをごらんください。

第8の治安を支える人づくり・組織づくりですが、6つの推進施策を掲げています。

県民が幸せを実感できるくまもとを実現するため、警察活動を支える人的・物的基盤の充実強化を図るとともに、必要な警察力を適正に配分するなど、県民の期待と信頼に応える強い警察の確立に向けた取り組みを推進することといたします。

特に、推進施策3の女性の視点を一層反映した警察運営の推進については、昨今、ストーカーやDV等、女性の犯罪被害者や相談に対する的確な対応が求められていることに鑑み、女性の採用、登用拡大を初めとする多様な人材の確保による警察組織の人的基盤の強化への取り組みを推進することといたします。

以上のとおり、「安全・安心くまもと」実現計画2014」の策定及び概況について説明いたしました。県警察においては、今後2年間にわたり、本計画に基づき、安全、安心なくまもとの実現に向けた取り組みを推進してまいりますので、委員長初め各委員の皆様方には、引き続きの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

警察からは以上でございます。

○高野洋介委員長 続きまして、教育委員会から説明をお願いいたします。

初めに、田崎教育長、お願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。

説明に先立ちまして、去る1月7日に、公金等の窃盗及び横領事案により2人を懲戒免職、3人を管理監督責任として、減給及び戒告とする5人の懲戒処分を行うに至りました

ことについて、委員の皆様方並びに県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。

今回の事案を受け、服務監督権者である市町村教育委員会に対して、公金管理等について、早急に実態把握と今後の対策を行うよう指導するとともに、その結果を報告するよう要請いたしました。

今後、教育行政への信頼回復のため、市町村教育委員会、学校及び教職員と一丸となって対処してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも御指導、御助言賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日予定しております教育委員会関係報告事項の概要について御説明いたします。

まず、「第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン(仮称)」についてでございますが、今年度で現行計画の計画期間が満了することに伴い、本県教育の課題解決に当たり、次の5年間において取り組むべき計画を策定するものでございます。

なお、本計画につきましては、2月定例県議会に議案として上程し、改めて御審議いただくこととしております。

次に、「熊本県子どもの読書活動推進計画(第三次)」については、今年度で現行の第二次計画が終了することに伴い、これまでの成果と課題を踏まえ、新たな推進計画を策定するものでございます。

また、「熊本県スポーツ推進計画」については、県民がそれぞれのライフステージに応じて、気軽にスポーツを楽しみ、健康で活力ある社会を構築していくための指針として策定するものでございます。

最後に、「熊本県いじめ防止基本方針」につきましては、いじめ防止対策推進法の施行を受け、昨年12月26日付で策定し、学校、市町村教育委員会及び関係機関等に発出したところでございます。なお、現在、学校及び市町村教育委員会においては、国や県の基本方

針を参考に、それぞれの基本方針の策定が進められている状況でございます。

以上が報告事項の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○能登教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の資料、教育警察常任委員会報告事項の1ページをお願いいたします。

「第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン(仮称)」の策定につきまして御報告いたします。

この計画は、平成21年3月に策定いたしました「くまもと「夢への架け橋」教育プラン」につきまして、今年度で計画期間が満了するため、今後の取り組みの方向性を示す第2期計画を策定するものでございます。

2の計画の概要といたしまして、この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき県が策定いたします計画でございまして、計画期間は、平成26年度から30年度までの5年間といたしております。

現行計画と同様、教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、学術、スポーツ、文化芸術などの事項を対象とした計画でございます。

2ページをお願いいたします。

基本理念を、「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくり」としてありまして、今回、新たに熊本の人づくりを明確化した4つの目指す姿を設けております。この目指す姿におきます家庭を中心とした教育、命を大切に作る心の育成、熊本に誇りを持ち、夢の実現を目指すを重視している点は、本計画の特色となるものと考えております。

この基本理念や目指す姿を実現するため、今後5年間で重点的に取り組む事項の「夢を叶えるミッション」や取り組みの基本的方向

性を設けております。

「夢を叶えるミッション」では、子供たちの夢をしっかりと応援したいとの思いから、夢をキーワードに「夢をはぐくむ」「夢を広げる」「夢を支える」の3つの観点から、例えば「家庭教育支援にしっかり取り組みます」などの具体的なメッセージとその到達度を図る目標を設定しております。

基本的方向性は、幼児期、青少年期、成年期のおおむねライフステージごとに取り組みの指針となる11の柱と取り組み事項、主な施策を設けております。

策定に当たりましては、教育委員会、知事部局、警察本部で連携、協力して策定作業を進めております。関係課25課による幹事会を3回開催いたしまして、計画内容の検討を進めてまいりました。

また、外部有識者等で構成いたします検討委員会を設置しまして、会合を7月、10月、1月の3回開催いたしまして、専門的な観点からの意見をいただきまして、計画案作成の参考といたしております。

さらに、現行計画の進捗管理を行うくまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会におきまして、第1期計画の4年間の成果と課題を検証していただき、それを踏まえた第2期計画といたしております。

3ページでございますが、4のスケジュールでございます。

中ほどでございます。昨年11月25日から12月24日にかけて、パブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様から多くの意見を頂戴いたしました。その意見を踏まえ、昨年12月に策定いたしました、後ほど御報告させていただきます、熊本県いじめ防止基本方針等を反映させるなど、時点修正を行いながら最終案を作成しているところでございます。

今後は、2月の教育委員会、庁議といった庁内手続を踏まえまして、計画案を2月県議

会に提案する予定でございます。

なお、資料の4ページ、5ページに新プランの概要版をつけております。4ページでは、策定の趣旨と基本理念につきまして記載しております。5ページでは、重点事項の夢を叶えるミッション及び右側に11の基本的方向性と取り組み事項の施策体系について記載しております。

また、現時点での最終案を別冊1といたしまして、お手元に別途お配りしておるところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

「熊本県子どもの読書活動推進計画(第三次)」の策定に関し、御報告いたします。

本計画の目的は、第二次計画までの成果などの検証に基づきまして第三次計画を策定することによりまして、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健やかな成長を図ることとでございます。

本計画の位置づけは、子供の読書活動の推進に関する法律第9条に基づきまして策定するもので、計画期間は、平成26年度から平成30年度末までの5年間となっております。

第二次推進計画が今年度末で終了することから、熊本県子ども読書活動推進会議の有識者などの御意見をいただきまして策定作業を進めており、第二次推進計画による成果がより着実なものとなるよう配慮しております。

本計画の特徴について御説明させていただきます。

資料の8ページをごらんください。

ページの中ほどに計画の特徴を示しております。

本計画は「すべての子どもたちに読書のよ

ろこびを」伝えるために、わたしたちの道標というコンセプトのもとに、5つの目標を定めて推進策を示しております。

なお、目標4をごらんください。

障害のある子や外国人児童などの読書活動支援を行うものでございますが、このユニバーサルデザインの視点を踏まえた子供の読書活動の推進について掲げておりますが、これは全国的に見ても特徴的な計画となっております。

成果と課題について、その一例を資料の9ページの参考資料2をもとに御説明させていただきます。

成果につきましては、1カ月に1冊以上本を読む児童生徒の割合が上昇していることが挙げられます。特に高校生では、全国平均が、全国46.8%に対して、熊本県の高校生は74.4%と、大きく上回っております。

課題につきましては、小学校、中学校、高校と学校段階が上がるにつれまして、1冊以上読書する割合が下がる傾向にあることが挙げられます。また、24年度の調査結果ではございますが、中学生の読書量は全国平均を下回っております。これらの課題につきましては、関係課などと連携を図りまして課題の解決を図っていききたいと、このように考えております。

最後に、7ページをお願いいたします。

今後のスケジュールについてでございます。

2月の教育委員会及び2月の県議会におきまして報告させていただく予定でございます。

また、現時点での案を別冊2としてお手元にお配りさせていただいております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の10ページをお願いします。

「熊本県スポーツ推進計画」の策定について御報告いたします。

これは、平成23年8月、国におきましてスポーツ基本法が制定され、スポーツ基本計画が平成24年3月に策定されました。これを踏まえ、時代の変化によって生じた課題に適切に対処し、県民がそれぞれのライフステージに応じて、気軽にスポーツを楽しみ、健康で活力のある社会を構築していくための指針として、「熊本県スポーツ推進計画」を策定するものでございます。

計画の期間は、平成26年度から5年間と考えています。

策定の背景としては、高齢社会の伸長、精神的ストレスの増大、体力の低下、健康上の問題の増加があり、これらの課題を踏まえ、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、本計画を策定するものでございます。

本計画の基本理念として「する・みる・支えるスポーツを通して、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う県民の姿を目指す」としてしています。そして、目指す姿としては「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」としてしています。

11ページですが、スポーツの推進の具体的方策として、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、誰もが参加できるスポーツスタイルの拡大、魅力あるスポーツイベントの充実、競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成、これらを柱として、目標と施策、具体的な取り組みを示しております。

策定に当たりましては、学識経験者、関係行政機関等の代表など20名で構成する熊本県スポーツ推進審議会において、専門的な観点から御意見をいただき、進めてまいりました。

昨年11月から12月にかけて、パブリックコメントを実施しており、1月のスポーツ推進審議会では計画最終案の意見聴取をいただいたところです。今後、2月の定例教育委員会及び2月定例県議会に報告させていただく予定としております。

なお、資料の12ページから13ページにかけて、スポーツ推進計画の概要版を掲載しています。また、現時点での案を別冊3としてお手元にお配りしております。

よろしくお願ひいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の14ページをお願いします。

「熊本県いじめ防止基本方針」について御報告いたします。

県の基本方針は、昨年12月26日付で策定し、学校、市町村教育委員会及び関係機関等に発出したところです。学校及び市町村教育委員会においては、現在、県の基本方針を参考に、それぞれの基本方針の策定が進められているところです。

県の基本方針は、1、目的に記載しておりますが、本県が、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定したものです。

2、概要としましては、この基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき県が策定した地方いじめ防止基本方針です。

なお、法には、地方公共団体のいじめ防止基本方針の策定は、努力義務と規定されているところです。

基本方針の策定の経緯といたしましては、教育委員会、知事部局、警察本部の関係課が連携、協力して素案の策定作業を進め、保護者、臨床心理士、医師、弁護士、青少年健全育成団体関係者等から成る外部検討会議において専門的な観点から御意見をいただき、反

映させ、知事決裁を経て、昨年12月26日に策定いたしました。

基本方針の主な内容といたしましては、その構成は、第1から第3の3部構成にしております。

第1は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向について、基本理念や基本的な考え方を掲載しております。第2は、いじめの防止等のための対策の内容について、本県が実施する施策、学校が実施すべき施策や重大事態への対処で構成しています。最後に、第3は、基本方針の見直しの検討や市町村教育委員会との連携に関する内容について記載しております。

15ページをお願いします。

県の基本方針の特徴といたしましては、いじめの防止等に関する基本的な考え方として、単にいじめをなくす取り組みにとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において、いじめをしない、いじめをさせない、いじめに負けない集団づくりを進めることなどが必要であることなど、知事が教育再生実行会議の場で述べられたことなどを参考に、県独自の考えとして盛り込んでおります。

また、全国に先駆けて始めた本県独自のいじめの未然防止及び早期発見、解消のための心のアンケートなど、本県がこれまで行ってきた独自の取り組みも整理し、より充実させる方向で盛り込んでいます。

次に、組織の設置につきましては、法では、地方公共団体や学校等に設置する組織についての規定がなされております。そこで、法に規定されたアからオまでの5つの組織についても設置することとし、基本方針の中にその役割等を整理しているところです。

今後、県の基本方針の周知徹底を図るとともに、学校及び市町村のいじめ防止基本方針策定の支援を行い、学校、家庭や地域等が密接に連携して、いじめ問題への対策を社会総

がかりで進め、いじめ防止等の対策がさらに充実するよう取り組んでまいります。

なお、資料の16ページから19ページにかけて、県の基本方針の概要版を掲載しております。また、基本方針の全文を別冊4としてお手元にお配りしております。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○荒木章博委員 社会教育課にちょっとお尋ねをして、この読書の推進計画第3次の制定を計画されているということで、今、熊本県立図書館と文学館、これが併設をしているというのは、全国で青森、熊本2県で、あらゆるお互いの両立というのは非常にいいわけで、今度30年、先駆けてつくっているものから、30年の月日を経て、空調が整備をされるということで予算を計上されている。いよいよ工事にかかれるわけですが、図書館の利活用というのは、やっぱりある意味じゃ学習の場、特に文学館も併設していますので、細川古文書も含めたものを今研究されるのに非常に利用度が高いというふうに思っております。

そういった中で一般の方たちの学習の場のその期間中の利用について、できるだけ迷惑がかからないような工事のやり方、ただ、やっぱり屋根上を整備するわけですから、非常にその問題については、やっぱり粉じんとかあったらいかぬというふうな問題もありますけれども、そういった点はどういうふうに考えて工事をやっていかれるのか、ちょっとそこをまずお尋ねしたいと思います。

○福澤社会教育課長 御質問いただきましてありがとうございます。

県立図書館、近代文学館についてでございますが、先生の御発言ありましたとおり、26年度から空調などを中心に工事に入ります。今、業者と最終的な工期の詰めなどを行っておりますが、準備期間なども含めまして、おおむね7月ぐらいから年度いっぱいぐらいが工事期間になるのではないかとようになっておりますが、それ、業者との詰めが決まり次第、できるだけ早く、広く情報提供させていただこうと思っております。

また、さらに、先生のおっしゃったとおり、検索であるとか、学習、あるいは情報収集のような場面で、先生のおっしゃるとおり非常によく活用されておりますので、これにつきましては、順次工事が進んでいきますので、可能なところは利用できる状態は残すようにしたいと思います。ただ、安全面の確保はしなくてはいかぬと思いますので、完全にクローズする期間と、できるだけ利用できる場所、あるいは機能というものは残しながら、ちょっと順々になっていきますが、その辺も含めてできるだけ細かく情報提供しているかなというふうに思っております。

○荒木章博委員 子供たちが、学校で学習をするのを嫌う子供たちもおりますし、また、塾とか、そういう集団的じゃなくて、個人的に非常に勉強したいという子供たちもたくさんいると思うので、いわばそういったところのやっぱり周知徹底あたりも、負担をかけられない、ぜひ今言われるように徹底をしていただきたいと、かように思っております。

そして、引き続きその点についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今図書館長というのは柳田局長が兼務をされておられるということで、図書館や文学館の非常な、いろんな事業の中で、非常にやっぱりこの図書館長

というのは、きちんとしたその場所に配置をして、それに業務を、要するに、いろんな日々の情報を収集して、あすの図書館業務に取り組んでいくというのが私は自然な状況だと思います。

そういった中で、こういう図書館長というのの選任というのはどういう形で今なっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○田崎教育長 図書館長の任命権というのは教育委員会で任命をしておりますけれども、今回、非常に御指摘のありましたように、図書館長というのは重要な業務というふうに我々も認識しておりますけれども、年度途中で前任の図書館長がやむを得なく退職されて、ちょっと後任にふさわしい方の選定というのが年度途中では難しくございましたので、現在は兼務という形にさせていただいておりますけれども、4月からは専任の図書館長を置くという形で準備を進めているところでございます。

○荒木章博委員 きちんとした——やっぱり途中、菊池のほうに助役で行かれたりしておりますからね、そういったところのやっぱりきちんとした——もう中身はいろいろ言いませんので、よく御存じだと思いますので、中身まで突っ込みたく私はありませんので、そのところは、きちんとした図書館長を選任されて——兼務というのは余り好ましくない。あのときにきちんとした人事の対応をされるべきだったと私は思っております。

しかし、人事が代行ということになっても、それはその方の責任の中できちんとした連携をとってやられるべきことだと私は思いますので、もう以上多くは語りませんので、今後ともいい選任をしていただきたいな、かように思っております。

まずはそれだけ。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 済みません、ちょっと教えていただきたいと思います。

「くまもと「夢への架け橋」教育プラン」ということで御説明いただきましたけれども、報告事項の資料5ページの下のほうの地域に開かれた学校づくりで、コミュニティ・スクールの数を24校から60校にするということで、5年間の目標が掲げてありますけれども、60校というのはどういった定義であるのかを聞かせていただきたいと思います。

○緒方義務教育課長 現在24校ありますけれども、これ、基本的にはコミュニティ・スクールは市町村教育委員会のほうが文部科学省に申請することになっておりますけれども、現在の数を目標としまして、各管内、各市町村等の県下全ての管内にコミュニティ・スクールについて申請していただくということを目標に計算して60校としているところでございます。

○鎌田聡委員 今は、県下管内で24校じゃないんですね。

○緒方義務教育課長 今取り組みが進みまして、12月時点で45校になっております。

○鎌田聡委員 コミュニティ・スクールというのは、地域とか、保護者が学校運営にかたってやるということで、ちょっと具体的にまだよく検証はしてないんですけれども、これがいいから進めていかれると思うんですけれども、それならば、5年間でできるだけ多くの学校でやったらどうかと思うんですけれども、少し何かよくない点もあるんでしょうか、そこをちょっと聞かせていただきたい。

○緒方義務教育課長 いや、今、委員おっし

やいましたように、開かれた学校づくりということで、地域、保護者の方が学校運営に参画するという、非常にいい取り組みでございます。ただ、これは市町村のほうが文科省に申請するものですから、うちのほうとしましては、各市町村を回りまして説明会を行うなど、そういう取り組みをするということで、目標値、全てというよりも、やはり市町村のほうが納得していただかなきゃいけませんので、そういうことで、全てということじゃなくて、60ということを目指しております。

○鎌田聡委員 特に、これをやったから何か学校運営が非常にやりづらいとか、そういった、学校側から、ちょっとこれに難色を示しているという点はないんですか。保護者とか、地域が入ってくることによって何か…。

○緒方義務教育課長 学校を取り巻く環境というのは非常に今変化をしておりますので、やはり学校だけではちょっと課題解決が難しい面もあります。先ほどのいじめの問題につきましても、やはりいろんな問題につきましても、地域、保護者の協力を得なければいけませんので、そのことについての課題はありませんけれども、その周知のほうはしっかりやっていかなきゃいけないと思っております。

○鎌田聡委員 できれば、これ、市町村の判断ということでありますけれども、やっぱり地域に開かれた学校をつくっていくという方針の中でのコミュニティ・スクールだと思えますから、多くの学校にそういった運営をやっていただくように、計画としては、きちんと考え方を持って、やっぱり県として市町村に対応していただきたいと思っておりますので、その点、よろしく願いしておきたいと思いま

す。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 福澤課長にちょっと読書プランのことでお尋ねしたいと思いますが、このプランの中を見ておりますと、司書に関して、司書教諭と学校司書というのが司書さんでも出てくるんですけども、これはどう違うんですか、簡単に言いますと。

○福澤社会教育課長 お答えします。

司書教諭につきましては、12学級以上を抱える学校には必ず配置するというようになっておりまして、これ、教員免許としての免許を有する学校の先生になるものです。

12学級以下の学校は、必ず置かなくてはならないわけではないんですが、そういった、図書館を魅力的なとか、調べ学習などで活用してほしいということで、教員免許を有するか否かにかかわらず、図書館の専門家として配置するものでございます。学校図書館司書はですね。

○松田三郎委員 学校司書というのは、じゃあ教員免許を持たないけれども、司書の資格を持っているという人なんですか。

○福澤社会教育課長 はい、そうです。

○松田三郎委員 ということは、さっきおっしゃった本編の13ページには、法律改正、12学級以上は義務づけられたというのがさっきのことだと思いますけれども、だから、司書さんだから、権限とは言わないとは思いますが、役割は基本的に一緒と考えていいんですかね。免許の有無は、今の説明でわかりましたけれども。

○福澤社会教育課長 基本的には同じでござ

います。

○松田三郎委員 ただ、うちの近くの学校とか、私たちが小学校のときに通っていたころを思い出しますと、図書館に先生がいらっしやる場所もありまして、その場合は、さっきおっしゃった、その当時は司書教諭というのが、制度があったかどうかわかりませんが、大体図書館には、常時といいますか、大体いらっしやるんでしょうけれども、そういった方々は、ふだんはどういったことをなさるんですかね。

○福澤社会教育課長 お答えいたします。

司書の方は、司書教諭もそうなんですけれども、基本的には学校の先生と協力して、例えば社会科であるとか、理科というような授業での調べ学習を行う際には、その学年とか、単元を踏まえた本を用意して、このあたりにそういう本がありますよというような御案内をしますとか、あとは、図書館の中でもテーマを決めて、今回は歴史とか、今回は偉人であるとか、そういうような魅力ある図書館づくりのための配置など、提案のようなことをしております。

あとは、本を並べかえたりとか、ちょっとばらばらに入ってしまったようなものを整理直すというような作業もしております。

○松田三郎委員 確認ですけれども、ただこの図書館にいて、あの本はどうですかと言われて、あそこですよというぐらいじゃなくて、もうちょっと積極的な意味づけ、役割づけもあるということですよ。

○福澤社会教育課長 はい。司書につきましては、もともと免許の中ではそういうことを習得して入ってきておられますが、どのようなやり方がいいとか、そういうようなものも、我々としても研修というような形で、県

としても、魅力ある提案の仕方のようなものを研修する形で、能力というか、資質の向上を図っております。

○松田三郎委員 いいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 実は、この教育の問題も警察の問題も、教育を受ける大学とか、警察学校の問題のときに、こういう問題というのは出てくるわけですね、社会的には。そういう問題を基本にして学校で教えている問題があるのですか、基本的な。警察にしても、教育にしても、こういういろいろな問題が今出ていますね。こういうことに対しての教育界とか、そういうところで勉強する教育委員会、教員になる人の勉強なんかのときに、こういう基本的な問題を教えてあるのか、教育してあるのかという問題ですよ。大学関係でもいいし、警察学校でもいいし。

○黒岩警務部長 委員のお尋ねについては、警察学校でもどのような教育が行われているかということでお答えをすればよろしゅうございますか。

警察学校で警察事象として問題となっている事項については、当然その部署部署の当面的実情でありますとか、課題でありますとか、そういうものについては警察学校の初任科生にも当然教えますし、実際に現に仕事をしている者でも、専科のような形で専門知識を与えるために入校して、また実情を説明しながら課題と対策について講義しているというところでございますが。

○山本秀久委員 今の警察の方がおっしゃったように、そういう、ここにもプランに出てくるでしょう、安全、安心とか。こういうふうに、ここに書いてあるようなことが実際に

起きているわけだ、警察では。そういうことを、何か警察学校の警察官になる人の教育の段階で、こういう問題点を提起しておるのかということですよ、教育しているのかどうかということ。

○黒岩警務部長 お尋ねのことにつきまして、今言いましたように、熊本県の治安情勢をきちんと具体的に説明をし、実現計画をつくって作業を進めているところについては、常々学校、職場でも協議をしているところでございます。

○山本秀久委員 しているわけ。

○黒岩警務部長 はい。

○高野洋介委員長 教育のほうから言わせましょうか。

○山本秀久委員 あとはもう同じような質問。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

私ども、教員採用の業務を行っておりますけれども、各教員養成系の大学等に出向きまして、早いうちからいい人材を確保しようということで説明会等を行っております。そういう説明会の際に、こういう教育プランの熊本県の理念に基づきまして、求める人材像、そういったところをしっかりと御説明をさせていただいているところでございます。

○山本秀久委員 説明はわかったけれども、学校自体の、大学自体の教育の中で、こういう基本的な、あなたたちが説明する前に、教員になって基本的なこういう問題が出てくることはわかっているわけだから、そういうところ、学校の、大学としてそういう教育はし

ているのかどうかということだ。そういう実態はわかってないの。

○山本学校人事課長 地元の大学につきましては、先生方も同席されて説明等も聞かれているというところは私ども承知しておりますけれども、実際にカリキュラムの中で、こういう県の教育プランの話がどこまで出ているか、出されているか、教育がなされているかということについては、ちょっと私どものほうでは十分には承知をしておらないところでございます。

○山本秀久委員 そうすると、一応いろいろあなたたちは、そういう——行って自分たちでこういう熊本県の方針はこうだということの説明しているわけだ。説明したら、その内容的なものだけで、自分の頭の中に入れた教員が育ってしまうわけだ。本当の心が通ったものがあるのかないのかの状態に、そこに問題が生まれてくると私は思うわけだ。心が通ってないわけだ。ただ頭の中に熊本県の教員に採用されたいというだけの問題に到達してしまうんじゃないかという問題があると。

だから、私は、前から、これは国の問題も差し支えるわけですよ。だから、県としては、一応前にも言ったことが何回もある。厚生省と自治省と文部省、この3つがかみ合った政策的な問題を国で行ってくれなければ、こういう問題、解決しないと思うわけだ。

それ、なぜかということ、今の治安の問題にしても、教育の問題にしても、今全部ばらばらですよ、家族が。はっきり言うて、二世代、三世代というのはないんだ、全然。だから、それ、なぜかということ、自治省の政策も一つあると思う。それ、なぜか。都会の住宅の事情と田舎の住宅のつくり方と全然違うものを国の方針で——田舎の小さな町でさえ過疎が起きているということは、住宅問題なんだと思う。町営住宅をつくってしまう。町

営住宅をつくってしまうもんだから、町営住宅に入った人間は、全部土曜、日曜しか我が家に帰らない。同じ町内におりながら、部落は全部年寄りばかりだ。

それで、3つの教育の問題も、時代の流れの長い経験を積んだおじいちゃん、おばあちゃんたちの人間としての教育ができてないという問題。そして、介護の問題もなくなってしまっている。子供は全部よし悪しがわからないでパソコンで——じいちゃん、おばあちゃんと一緒に生活すれば、今までの社会的な現状、人間の生活の中で大切なものを教えていくわけだ。3つの問題が死んでしまっているわけだな。そういうところに気づいてないわけだ。

それと同じように警察の問題もそうだ。私は、そういうふうに、こうやって警察官になるには、人の安全と安心を補う警察でなければならぬときに、自分の出世意欲だけの問題になってしまうのか、それとも、そのときに赴任するのが適切なのか。

熊本の県警は本当に優秀だと私は思っています。それ、なぜかと。本当にそういう地元において、地元の方針に従いながらよくやってくれておるわけですよ。そういうときに私は前にも言ったように、交番をなくすなど言ったことある。警察署だけに統合するな。できたら、その部落、その町内の配置の仕方によって、各部落には、2つの部落ぐらいを兼務するような交番を置いてくれんかとか、そういうことによって一つの問題点が解決していく。そして、警察に対する安心、安全の、地域のおじいちゃん、おばあちゃんだけに、今そういう過疎的な現状が生まれてしまっているもんだから、全てが、社会が崩壊してしまいよるわけだ。そこにみんなが気づいて、さっき言ったように、厚生省、自治省、文科省というのが一括して物事を決めて、こういう田舎の問題点を解決すべき問題が、今県の立場じゃないかということをお願いしておき

たいわけです。

3つが死んでいるわけだ。三世代が住めれば——同じ町内におりながら、土曜、日曜しか町営住宅から帰ってこない。一緒に住んできて三世代が住むならば、町営住宅をつくるだけの金があるならば、そういう若者に補助してやればいいわけだ。町営住宅をつくっても、それは、あと、家賃を払わなきゃならないんだ。家賃を払うぐらいなら、自分の、その三世代、親と生活できるような若者には、自動車が入るような道を広げてやったり、水洗便所をつくってやったり、そういうふうにして通わせれば、三世代というのが、過疎というものは起きてこないと思えるんだ。それは県だけでやれる問題じゃないから、そういう点をよく考えて私は今質問しているわけだ。そういうことをよく頭に置いて今後対応していただきたいというのが私の願いです。

以上です。

○荒木章博委員 ことしの1月7日に、教諭の公金とかの盗人、横領事件が発生をして、教育長初め非常に教育界幹部、教育界に激震が走ったわけですね。私は教育長が非常に心を痛められた事件だというふうに思っておりますね。

そういった中で、やはり子供たちに対するケア対策、そういったことと、告発はしないということだったんですかね。いろんな情勢を鑑みて、やらないということで懲戒免職の処分を下されたわけですがけれども、そういったときに、これ、もうこういうやっぱり常識外れな対応ですね。

先般は、学校に行きたくないという若い先生がパソコンをプールの中に投げたり、学校を燃やしたり、そういう事件が他県でも起きているわけですがけれども、こういったところの子供たちに対するケアについてはどういうふう——現場の先生方については常識を持って対応するということが当然ですけれど

も、子供たちのショックというのは私ははかり知れないものがあると思うんですね。そういったことについてどういうふうに理解をされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

今回、不祥事が発生しましたこと、本当に痛恨のきわみでございまして、この事案が発生したときに、保護者への説明会をそれぞれの教育委員会のほうで行っております。その際に保護者の皆さん方から一番意見が多かったのが、今、荒木委員のほうからおっしゃいました児童への配慮、児童へどうやってその事柄を説明していくのか、まだ小学生の生徒さんですので、ショックのないような形でどう説明するのかというのが、課題として随分意見が出されております。もちろんやった教員の人に対して厳しい意見も賜っておりますけれども、半分ぐらいの意見は、子供たちのことを第一に考えてほしいということでございまして、学校としましても、どういう伝え方をするのか、それはもうしっかりと保護者の皆さん方とすり合わせをして説明をしていくということで、説明会で十分な時間をかけて、要請もさせていただいたということで伺っております。

○荒木章博委員 子供のケアというのは、そういうきちんとした中に、やっぱりこういう問題をきちんと取り上げていかなきゃいかぬと思いますので、今後も、起きてしまった事件をとにかく言うつもりはありませんけれども、そういった、きちんとした今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと引き続き伺いたいんですが、今運動部活動の、ここにも熊本県のスポーツ推進計画という案が、スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくりということで、きちんと

した、くまモンを出して取り組んでおられます。そういった中で、運動部の部活動のあり方について、この委員さん見てみますと、11名の各委員さんたちが審議を、今6回ですかね、5回か6回にわたって検討委員会を開いてされております。見るからに、学校管理職、PTA、マスコミ界、小体連や中体連や高体連の理事長先生や、本当に優秀な方たちが審議をされて、貴重な提言を今まとめられている最中だと思うんですけども、そういった中で、やっぱり1番の提言の要綱に、小学校の運動部活動については社会体育に移行するというような、どんとこれを打ち出している。

これは、社会体育にやると、賛否両論やっぱりこれはあると思うんですね。実際この提言を受けて、どういった教育委員会是对応されるのか。その後、また違った角度の私は検討委員会を、例えば議会からは委員長あたりも入って、これはもう大事なことなんですよ、県の指針を出すということは。この重大な案が11名の委員の中の大まかな骨格によってほとんど変わり得ないのか、それか、やっぱりいろんな角度の、またそれを吟味して、また移行していくのか、これは波及というのは物すごいんです、これは。

その点について、今の進捗状況と今後どのように考えていかれるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○平田体育保健課長 この運動部活動のことにつきましては、過熱化の問題、あるいは少子化によってチームが組めないとか、不適切な指導とか、そういったことがあったことから、運動部活動及びスポーツ活動の適正化を図るために、今、ただいまございましたように、今年度、運動部活動及びスポーツ活動あり方検討委員会、これを設置しまして、5回の協議会を行い、現在提言案を取りまとめつつあるところでございます。

今後提言案が取りまとまりましたならば、いろんな学校関係者、保護者の方々、あるいは競技団体の方々皆さんにこの提言を周知いたしまして、いろんな御意見をいただいてから、県としましての今後の方針、これを決めてまいりたいと考えているところでございます。

○荒木章博委員 私は、提言をまとめて、それを周知してからやるということじゃなくて、周知じゃなくて、その前にもう一回やっぱりたたき台を出すべきだと思うんですよ。今提言をやったことが、それが実際本当に正しいのか、今後それは合うのかということを一——周知して徹底をさせるというなら、その提言が全てその指針になってしまいはせぬですか。

○平田体育保健課長 今、委員のほうからありましたように、周知といたしますか、まず提言について、こういう提言の内容ですということを広げまして、それについていろいろ議論をいただくためには、こういう提言の内容ですというための周知でございます。

○荒木章博委員 いや、だから、それは機関をちゃんと設けるんですか。

○平田体育保健課長 はい。

○荒木章博委員 いやいや、はいじゃなくて、まずきちんと聞いてくださいよ。そういう提言をまとめた、そして周知をやる、周知をやった後、いろんな意見をまた検討する委員会をきちんとつくられるんですか。それとも、もうそのまま周知をして、ちょっと意見を聞いただけでその指針でもっていかれるんですか、そこをちょっとお尋ねしたい。

○平田体育保健課長 県の方針につきまして

は、今年度中ではございませんで、来年度に改めて方針は決定したいと考えているところでございます。

いろんな意見を聞きまして、委員会を設置するかどうかということにつきましては、また今後検討をしてからいきたいと考えているところです。

○荒木章博委員 私は、この検討委員会だけでたたき台を出してしまった、提言を出してしまった、それを周知して、一般のいろんな意見を聞いて、この指針が、ほとんど99.9%、私は提言になってしまいますよ。それは、それをまたいろんな人たちに、各スポーツ団体や保護者やアスリートや、そういう人たちを踏まえて、これはどういうもとでこういう形になったのかという、この11人を交えてその説明をやるべきじゃないですか。私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○高野洋介委員長 私のほうから1ついいですか。

これはあくまでも提言であって、重いものだとは思いますが、それが全てじゃないというふうに我々は認識していますけれども、その考えで大丈夫なんでしょうか、平田課長。

○平田体育保健課長 提言を踏まえまして、提言は尊重しますが、いろんな意見を聞きまして、その中で方針を考えていきたいと思っております。

○荒木章博委員 委員長ありがとうございます。

非常にやっぱり提言をやった人たちは、その意向でもう進めるという考えが多いですね。だから、やっぱりそこでもう一回、もう一回ですよ、この提言というのは大変なことなんです。だから、一般にぼんと、もう小学校の運動部活動については、過熱化もして

いるから、もう社会体育に移行すると。これは逆にまた変な方向に行く可能性があるかと。もう提言を教育委員会がきちんとまとめてしまったらもう動かさないんですよ、現実的に言って。だから、今後そういうところをちょっと考えていただきたいと思います。

引き続きですけれども、今、スポーツの過熱化という状況の中で、先般私も教育委員会のほうには、委員会の中で、やっぱり私学のスポーツの問題についても取り上げて、私学の方たちもこれに入っていきべきだということで。今、私学の無試験——要するに無月謝が1,200人を超しているんですよ、年間。そうすると、児童生徒が1万6,000人なんです、私学の生徒がですね。もう1割を超しているんですよ。一昨年は800人だった、900人だった、今度1,000人を突破したと思ったら、もう1,260人だったんですよ。

これは、今、小学や中学の生徒たちが、もう何とかちゃんとは高校無月謝、もう高校も決まっている、だから、非常にもうクラブの塾に通ったり、体罰をやったりして、もうそれが当たり前なんです、試合前になると。過熱化しているのは、そういうところなんです。実際無月謝ですから。そうすると、もう無月謝だけじゃないんですよ。遠征費もただ、道具も全部買ってあげる、そういうのが今もう横行しているんですよ。もうこの調査によると、1年間に1番、学校で無月謝、校納金も全部免除が210人なんです。その次が、2番目が184人、年間に。そして、163人、139人、100名の月謝免除、そうすると4校なんです。合わせますと1,250人、年間に。

そういったスポーツの過熱という中で、親御さんたちが、その月謝免除というのはもう一つの名誉なんです。それを加熱している中で、そういうのは提言の中の委員会で論議されましたか。ちょっとお尋ねします。

○平田体育保健課長 検討委員会の中では、小中高の過熱化の問題につきましては、活動の中での練習日数とか、練習時間とか、休養日の設定とか、そういったことについては議論は行われましたが、特待生ですかね、そういったことについての議論は行われてこなかったところでございます。

○荒木章博委員 いや、だから、私がちょっと申し上げたいのは、せっかくこの県教育委員会が一つの大きな指針を出す中で、やっぱりその特待生の今のあり方、もちろん学校の私学においては、私学の精神のもとに、無月謝、特待生というのは、これは行われて当然だ、全国の傾向ですからあるんですけども、余りにもそれが最近熊本県は突出しているんですよ。1,200人を超すわけですよ。1,260人ですよ——1,250人か。なんですよ。だから、もう1割近くになってくるんです、私学の生徒の中で。

そういった中の加熱の状況も踏まえて、いわゆるきちんとした指針を打ち出さないと、せっかく皆さんが提言をし、また、まとめて出した指針であっても、こういったことで、親御さんたちが、いや、それは県の方針である指針であっても、自分たちは生活がかかっているんだ、子供たちの未来がかかっているんだ、そういうことになったらですね——五輪というオリンピックが6年後に開催をされる、それに向かって取り組んでいくということは、スポーツ強化というのは、それは取り組むべきですよ。しかし、一定のルールがあっただけでいい。一定のルールがあっただけいいし、今中学校の無試験、無月謝が——無試験はありませんけれども、無月謝が非常に——校納金免除というのが今35名ですよ、年間。

そういった中のそういうことも踏まえて、今後、やっぱりこのスポーツ検討のあり方の提言を取りまとめ、そしてそれをまたいろんな人の意見を聞きながら、そしてまた検討を

してやっぱり世に出していくと、そういうシステムを私は強く要望していきたいと、委員長、思っております。

以上です。

○高野洋介委員長 わかりました。その件に関しては、恐らく教育委員会だけで議論できる部分じゃないと思うんですよね。当然総務の私学文書課とも連携しながらやっていかなければいけないと思いますので、ここは慎重に皆様方検討いただきまして、多分ほかの委員さんも、思っていることは同じだと思いますので、そこは検討を慎重にやっていただきますように、私のほうからも要望しておきます。

○荒木章博委員 教育長に、そののところがちょっとお願いしたい。

○田崎教育長 今委員長からおっしゃっていただきましたように、我々も運動部活動のあり方検討委員会というのをつくって、ある意味専門的な立場の方の意見を提言としていただくということで思っております。それを踏まえて、今あっておりますように、いろんな方の意見を聞いて、また、いろんな地域にその提言——何かものがないと議論が進まないという部分もありますので、その提言をそういう形で活用させていただいて、いろんな意見を聞きながら、県教育委員会の方針というのは決めていきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○荒木章博委員 了解しました。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

○荒木章博委員 今、実は「餃子の王将」の

拳銃の殺人事件があったり、さっきも言いましたように、学校に放火とか、食品に薬物を入れる、非常に日本国でも大変な事件が起きている。私は、一日も早くああいうギョーザ殺人の、社長の殺人事件というのは解決しないと、あんなに簡単に人を殺せるのかなというふうなことで思っておるんですけども、そういった中で、やっぱり熊本県警としては、ああいう凶悪な殺人とか、そういうまだ解決しにくい現状というのはどういうふうに思っておられるかな、浦田刑事部長にお尋ねしたい。

○浦田刑事部長 荒木委員からちょっと難しい質問を承りましたけれども、「餃子の王将」事件も、担当の県警察では、初動捜査の充実ですとか、聞き込みですとか、科学捜査ですとか、総力を挙げてやっているというふうには聞いております。ただ、なかなか犯人に結びつかないというのが現状で、今おっしゃられた状況にあるというふうに思います。

本県でも昨年は殺人事件が結構多発しまして、一昨年の10件に比べまして15件ほど発生いたしましたと思います。幸いに当県におきましては、さっき申しましたように、初動捜査ですとか、あるいは民間の協力ですとか、捜査員の頑張りですとか、幸運なところもありましたけれども、それで全部を検挙することができたというふうに思っております。

特に、最近では、竜門ダムの殺人事件、あれも単なるちょっとした金銭トラブル等から簡単に女性が殺されてしまったという悲惨な事件でありましたけれども、あれも公にしていなかったところでは、いろいろ大変な苦労もありまして、いろいろ壁にもぶつかったわけですけども、何とか解決することができたというふうに思っております。

いずれの県におきましても、同様のやり方で頑張っているとは思っていますので、何とか検挙してくれることを、人ごとではございませ

んけれども、その県の警察の頑張りに期待しているというところでございます。

○荒木章博委員 市民や県民の協力ということと、やっぱり安心、安全に対する県民の理解、これが熊本県の場合には非常にうまくいっている、部長が言われたような事件解決になっているんじゃないかなと、悪を許さない対応をきちんとした県民に協力をさせていただき、県民の協力なくして、安心、安全のまちづくりはできないというふうに思うんです。

そういった中で、こういう2014年の策定についてということで、一つ一つ見ても、きちんとした取り組みというのが今対応の中でされておりますけれども、やっぱりどんなにいい政策をもってやっても、やっぱり予算というのが伴ってくると思うんですね。これにもいろんな施策取り組んでおられますけれども、新たな予算というのが伴います。

特に駅周辺というのは、0番線、これ、3ヘクタールの、唐池JRの社長が地元の意見を聞きながらやっていくということで、私たちも陳情をしたり、要望をしたりしてJR当局とも今やっているところなんですけれども、そういった中で、やっぱりこの周辺の交通対策というのに、やっぱり信号機の設置とか、横断歩道とか、そういったものをやっぱり先駆けてやっていかなきゃならない問題が出てくると思うんですね。

そういった中で、こういった、例えば第二合同庁舎が10月に完成をする、また、多くの職員がそこに勤務をする。すと、交通体系がかなりやっぱり変わってくるわけですね。要するに、3ヘクタールに開発をしていきますと、鶴屋のデパート分1個ぐらいがどんと出てくるわけなんですけれども、1.6と1.4ですか、ぐらいの道路を挟んで、これは大型のショッピングモールができるわけですので、そういった中の対策といたしますか、予算も含めて要求とか、信号とか、横断歩道とか、交通体系

の変わり目に関して、県警として、こういった今後の対応の仕方でも取り組んでいかれるか。

かつて、熊本駅周辺の取り組みの中で、前の建設省の事務次官・豊蔵さんに陳情に行ったとき、熊本県は、他県に比べてみて、新幹線の対策についても、周辺整備も何もやらない、22メートルの道路も2車線で、駅前、恥ずかしくないですかと——ニューオータニの前ですけれども、4車線で36メートルになって、祇園橋も30億でかけかえて、万日山のトンネルまで約200億の予算をかけて、道路整備というのは今きちんと着々として駅周辺はできておりますけれども、やっぱりそういった中で、こういう安心、安全のまちづくりの中で、今から変わりいく駅周辺について、信号、今横断歩道言いましたけれども、地元のニーズも、やっぱり取り組んでほしい問題がたくさん予算の面が出てくると思うんですね。これは交通部長さん一人で——これは予算が伴うもんですから、先ほど警務部長が前——警務部長さんじゃなかったか、誰だったか——生活安全部長が予算がないというふうに言われましたけれども、こういったものの将来に向ける取り組みあたり、3年後、4年後、5年後、6年後のそういう建物完成に向けて、もう当面6月には第二合同庁舎が完成をする、数百人、数千人の人たちが行き来をする、こういった中での対策あたりはどのように考えていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○高野洋介委員長 総括という形になりますかね。

○荒木章博委員 一応交通部長。

○木庭交通部長 熊本駅の関係につきまして、今後、JRの在来線の連続立体ですか、あるいは東口の整備、あるいは周辺の施設の

整備等々でされておりますけれども、これはどの整備でも一緒ですけれども、交通部分につきましては、道路管理者、あるいはその施設の整備を担当される方、こういう方と事前に十分な協議を重ねた上で、そして完成を見据えた上での交通対策を申し入れた上で、県警としても、必要であれば、信号機、横断歩道等々の整備を予算立てして行っているところであります。

ただ、やはりその施設の整備の内容とか、あるいは既存の道路の環境では十分な対策が打てない場合もありますけれども、限られた施設の形とか、既存の道路の形とか、そういう中で安全安心、安全と円滑、これを十分担保するような形でやっております。今後とも、そういったことを続けていきたいと思っております。

なお、そういった合同庁舎の新たな開設に伴って交通量がふえるという場合でありましたら、交通の変化といいますか、交通量の流れが変わりますので、信号機の現示の調整とか、それでなければ、また新たな施設の整備とかいうこともやっております。事前に予測できる範囲での手当て、それから事後の交通の流れの変化に基づいたいろいろな手当て等をやっているところでもありますので、今後とも、そういうことで間違いのないような対応をしていきたいと考えております。

○荒木章博委員 非常に木庭交通部長は大変いろんな対応に対して取り組んでいただきますのは、私も委員として心から感謝と敬意は表しております。

ただ、熊本県警だけではできない、予算というのがありますので、将来を見据えた3年後、4年後、また、全ての駅舎、駅ビル、0番線も含めた予算対策というのを非常に僕は要望しなければいけない。県警だけ、交通部だけでもできない問題が総合的に出てくると思っておりますので、そういうところも、力強く

予算のほうの確保ということで私たちも努力をしなきゃいけないと思っておりますので、今後引き続き、日ごろの交通体系の対応には私は感謝申し上げておりますので、それもお礼を兼ねて、また、今後のいろんな変動する熊本駅周辺についてもよろしくお願いをしたいと、かように思っております。

以上です。

○松田三郎委員 荒木委員御指摘の予算の確保というのももちろん大切ですが、私はちょっと人数のことをお伺いしようかなと思います。

先ほど警務部長の御説明にもありましたように、体感治安に関する調査、結果がやっぱり非常に、少しずつではありますけれども、数字的にいい。県警の皆様の努力も大きいんだろと思うております。

しかしながら、やっぱり御説明にありました資料3の、ちょうど基本目標の資料の真ん中ぐらいです。しかしながらという段落がございまして、よくなってきているけれども、緩めるとまた悪い数字になるかもしれない。なおかつ、毎回御指摘いただいているところでございますが、これからの犯罪の中には、非常に複雑化するとか、多岐にわたるとか、捜査する側、検挙する側も大変だろと思うております。

私たちも、県議会といたしまして、ここ数年、警察官の増員についての要望、意見書を国に対して出しておりまして、少しずつではありますが、認めていただいているような状況でございます。恐らくそれでも、負担人口ですか、人口割る警察官の数、九州では、一番負担だから多いというのか、人数が少ないというのか、全国でもかなり少なくて頑張っているという話の状況は多分変わっていないだろと思うております。

それで、端的に言いますけれども、どうですか、警務部長、人数は足りていますか。

○黒岩警務部長 端的に御質問いただきまして非常に答えに窮する部分もありますけれども、前提にありますように、今お話をいただいておりますように、熊本県の警察官の定数というのは条例で定められておまして、現在3,067ということがございます。これ、今委員御説明いただきましたように、平成14年以降、国のほうでという形での増員措置で、250人を超える増員措置がなされまして、今現在、定数が3,067というふうになっております。

先ほど来お話ししましたように、犯罪の抑止でありますとか、交通事故の抑止という形でそれなりに成果を上げてきているというふうには考えているところでございますが、一方、今委員のお話にありましたように、警察官1人当たりの負担人口というのは、これは警察庁が示しております政令定数という国の基準の定数、これは熊本は3,000なんでございますが、それをもとに計算しますと、今608.45ということになっております。全国平均の中でいきますと、これ、509というのが今全国平均の数字でございまして、九州平均につきましては526ということございまして、いずれも、その数を比較するという上においては、かなり熊本県警察官が負担している1人当たりの人口は多いということと言えるところでございます。

その負担人口のみで、全ての治安情勢とか、警察の組織力等を説明することはできないとは思いますが、まさにそういう状況にある中でございます。委員御指摘いただいたとおりで、今後、先ほどお話をしましたように、子供、女性を狙った犯罪でありますとか、侵入窃盗が増加傾向にあったりだとか、交通事故の死者も下げどまりとか、いろいろ厳しい現状にございます。

その中であれば、まさに増員により体制等が強化されれば、当然今まで以上に、今やっ

ていること以上に、治安情勢に的確に対応できるようにという形で展開ができるのではないかとはいふには考えておりますが、先ほど言いましたように、どの数が、どこまでの数が熊本県警の適正数かと言われると、極めてその負担人口のみで語れない部分もあるかとは思いますが、その部分は何とも言えないところがございますが、戦力があれば、当然それを投入する形で安全・安心くまもとに向けて努力できるということは事実であるというふうに考えています。

○松田三郎委員 負担人口だけではなかなか語れないというのはそのとおりかもしれませんが、やっぱり負担人口は大きな指標というか、目安でしょうから、直近でいつ私たちが出したか、ちょっと調べておりませんが、もちろん警察のほうで言いにくい部分があるならば、ぜひ、委員長に一任いたしますが、また、議会として、あるいは委員会提出、その辺も含めて一任いたしますが、出す方向で、また、増員に関しては、ひいては県民の幸福につながるわけでしょうから、ちょっと考えていただければと、その方向で取りまとめをお願いしたいと思います。

ついては、済みません、参考までにお伺いしますけれども、例えば警察官が増員される——教職員の場合は、政令市を除いて県費負担分というのがあるようですけども、警察官のいわゆる給料の場合は、基準というか、人数で交付税に算入される、どうですかね、それともやっぱり負担割合、県の持ち出しも出てくるとか、その辺ちょっと教えてください。

○黒岩警務部長 県の警察職員につきましては、全て都道府県の予算で人件費については賄う建前になっております。その他の装備とか、そういうものですか、施設ですか、そういうものについて、例えば補助があった

りだとか、例えば、単純な話ですが、支給される拳銃については国が買って与えていただきますけれども、人件費、給料等につきましては、補助等ではなく、全て県の中での予算でございます。

○西郷警察本部長 補足的に御説明しますと、地方自治体に関する予算については、地方財政計画も作成をされて、それによって全体的な額として県等に手当てがされているというふうに思いますけれども、そういう中には、地方警察官の人件費でありますとか、そういうものも盛り込まれているというような形で措置をされているということだと認識しております。

○松田三郎委員 純粋に1人ふえたらその分持ち出しがということじゃないということですよ。

○西郷警察本部長 ということではないというふうな認識をしております。

○松田三郎委員 ちなみに、警視正以上なんか国家公務員的な人がいます。それは国から来るわけですよ、そういう人たち。

○西郷警察本部長 国の公務員ということで、直接措置をされております。

○松田三郎委員 いいです。

○高野洋介委員長 先ほど松田委員のほうから御提案がございましたので、委員会としての提案をするか、また議員提案にするかは別として、前向きに国に対しての要望書、また請願等も検討させていただきたいと思っておりますので、その際には、委員の皆様方には御賛同賜りますようによろしくお願ひします。

また、荒木委員が先ほど御指摘されたものに関しても、入れるか入れないかは、また前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに。

○前田憲秀委員 2点だけお尋ねをしたいと思ひます。

警察本部のほうからは、資料4の5ページになりますけれども、先ほど警務部長の御説明で、第2の県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙という中で、振り込め詐欺等も防止をいたしますというお話もあつたと思ひます。ここにサイバー空間における犯罪ということも書いてありますけれども、去年は年間200億円ぐらいたしか振り込め詐欺でも被害があると認識しておりますけれども、例えば県下でというデータはあるもんなんでしょうか。まず、ちょっとそこをお聞きしたいんですけれども。

○甲斐参事官 振り込め詐欺、現在、特殊詐欺につきましては、熊本県下で去年は75件約3億6,000万円の被害です。全国的には480億円を超えまして、1日30件、額にして1億3,000万円を超える被害が発生しております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

私が認識したのの倍以上ですね。非常にこれは深刻な問題なんですけれども、この徹底検挙ということですから、振り込め詐欺に関してはどうなんでしょうか、なかなか相手が見えないという状況なんですかね。もう防止という形でしかないんでしょうか、啓発というか。

○甲斐参事官 先日も全国会議がありまして、単に刑事部門、生活安全部門ではなくて、全部門が一致協力をして、この特殊詐欺対策に当たりなさいというふうな強い指示が

あっております。

その中で、検挙につきましては、見えない相手ですけれども、銀行に振り込んだ場合、また、手交、直接の手渡しの場合でも必ず受け取る段階がございます。そういうときの検挙のチャンスというのは非常に大きくなりますものですから、そういうときを捉えて検挙し、突き上げ捜査をする、また、組対部門、新たな組織犯罪というふうな捉え方ですね、協力者からの情報収集を得て、中枢の被疑者を検挙するというふうなことを今後さらにやっていく方針であります。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

新聞等でも連日のように、金融機関のある職員が振り込め詐欺を防止したという記事が最近でも載っております。そういう意味では、一人一人からすればまれなのかもしれないですけれども、非常に深刻な犯罪なのかなと思いますので、これは、取り締まる側の警察本部だけでは非常にお願いしても難しい、ほかの部署にも連携が必要なのかなという部分もございますので、そういう情報発信はがんがんやっていただきたいなと思います。

それに重ねて、以前から私もずっと言っておりますネット犯罪、これは、教育警察委員会であるがゆえに、しっかりと教育委員会の皆さん方にもお願いをしたいんですけれども、やはりこのネット社会、低年齢化が本当に危惧されているんじゃないかなと、何もわからないうちにインターネット、さまざまなもの、スマホが今普及しておりますし、そういった中でも、高校生、中学生あたりもいろんな犯罪に巻き込まれる可能性は言われておりますけれども、まだまだ潜在化しているという気がいたします。そういった意味でもしっかり連携をとっていただきたいということを要望させていただきます。

あと1点だけいいですか。

教育委員会のほうで「夢への架け橋」教育

プランの中で、4ページですけれども、グローバル化、情報化の進展ということで、日本から海外への留学者数の推移というグラフが載っております。これは知事も非常にこの件には危惧をしております、県としてもいろんな補助金の施策とかあると思うんですけれども、これは本県としてもどうなんでしょうか、何か独自に留学者数、海外へ向ける夢のある子供たちをふやそうというような施策みたいなのは何かございますか。

○上川高校教育課長 委員御指摘のように、近年留学者数の減少がございました。昨年度は19人の留学者がございまして、一昨年度に比べると上昇傾向にあるところでございます。高校教育課としては、モンタナへの短期留学等、まず留学を希望する生徒のきっかけになるような、そういう取り組みを行っているところでございます。今年度、モンタナの短期留学を実施しましたところ、数多くの生徒諸君が申し込んでくれまして、有意義な取り組みになったと思っております。これが留学につながって、今19名ですけれども、指標としては、年間25名はぜひ留学してほしいと、4年間で100名というのを目標にしておるところでございます。

私学振興課等との連携もしながら、いろんな施策を利用して、高校生が海外に目を向けるように今後とも取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

昨年19人で、ふえたということなんですけれども、行った人がどのように感じて、よかったよと、後々続く人たちに、ぜひ行くべきだというような環境もぜひ何か持つべきじゃないのかなと思います。

やはり日本を出て、外から日本を見て、日本のよさがわかる、さまざまなことをやっばり思い描いている生徒たちじゃないのかなと

思いますので、そういったものもぜひお伝えできるような場ができればなと思っておりますので、要望させていただきたいと思いません。

以上です。

○鎌田聡委員 県警にちょっと、詐欺の話が出ましたので、お尋ねしますけれども、昨年、熊本の松尾のほうのマイカーセンターの、自動車を販売してお金だけもらって実際車は納車していないということで、大体150人ぐらいの方々が2億円ぐらいの被害に遭われているということで、先般、ちょっと被害者の方からも強く訴えられましたけれども、12月1日にその社長が逮捕されましたけれども、すぐ釈放されているという状況で、なかなか詐欺という立証がとりづらい部分があったのかと思いますけれども、実際金をもらっていて、ディーラーに半年以上も注文をかけないのであれば、これはもうやっぱり納車する気がなかった話だと思いますけれども、これはなかなか難しい話なんですか、詐欺に持っていくのは。

○浦田刑事部長 新聞等で大きく報道されました事件でございますけれども、結果的には釈放ということになっております。

その具体的な中身につきましては、いろいろ捜査、検察庁等も含めましてあるわけでございますので、ここでつまびらかにすることはちょっと差し控えさせていただきますけれども、相当の捜査を尽くして警察はやりましたということですね。

以上です。

○鎌田聡委員 今後はまだ対応はされていくんでしょう。

○浦田刑事部長 釈放になりましたけれども、それで打ち切りというわけではござい

せん。諸般のいろいろな情報とか、資料があれば、それを含めて捜査をするというところでございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、いろいろと難しい問題もあるかもしれませんし、ここでなかなか言えないこともあると思いますけれども、かなりの方々が大変なやっぱり被害に遭われているということは事実ですから、ぜひ対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点よろひございますか。

済みません、安心プランの9ページ、自転車利用者の安全というか、安全教育というか、ありますけれども、これ、自転車の左側通行が決まって、その後どうなんですかね、徹底されているのか、それによって事故が減少したのか。非常に自転車、こちら車も車を運転して、何かぽつと飛び出してきて、はっとするときもありますけれども、それ、法律が施行された後の状況というのをちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○木庭交通部長 自転車の、いわゆる路側帯内ですけれども、これであれば右側も自転車は通れるという従前の規定が、それも、路側帯内であっても自転車は道路の左側端ということで改正があつて、施行になりましたけれども、現実的に本県のほうでは、路側帯というのは歩道、歩行者が通行する部分の帯状の部分ですけれども、現場の指導では、やはり自転車は車道の左側を行ってくださいということで従前から指導しておりました。こういった法の細かい規定も御存じない県民の方も多くて、大体それを守るように指導していたところでありまして、こういった新聞なんかに載りましたけれども、これをもって大きく改善されたという、従来から相当守つていただいておりますので、そういった現場の話はちょっと聞いておりません、申しわけありませんけれども。

ただ、自転車の事故につきましては、このところ、ずっと減少傾向にありまして、昨年も相当の減少をしているところであります。全交通事故に占める自転車事故につきましては、全国的には大体約2割というところでありまして、本県では大体12%という状況でありまして、自転車の事故についても全国的よりも少ないと。

失礼しました。去年は自転車の事故は1,202件、24年中に比べまして200件ほど減少しているということで、全般的には自転車のルール、マナー改善の方向にあるとは感じておりますけれども、しかしながら、やはり高校生を中心としまして、自転車のマナー無視、ルール違反が、まだ県民の声も新聞紙上等に掲載される機会が多いですので、ここに書いておりますように、しっかりとその辺の広報啓発、指導等を今後とも継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、ある程度の方々には左側ということで、これまでの警察の指導もあって、わかっていると思いますけれども、なかなかそうじゃない、わかってもそこを走らない方もいらっしゃいますので、徹底のほうをお願いしたいと思います。

それと、済みません、関連して、最近マラソンブームで、私も走りますけれども、ランナーはどっち側を、左を走るべきか、右を走るべきか迷うんですよね。どうなんですか。歩行者になるんですかね。

○木庭交通部長 個人で走られる場合は、やはり歩行者と。ただ、一定の集団になりますと左側を走行するような、ちょっと集団の数は覚えておりませんが、大きな集団になりますと、左側を通行するような道路交通法の規定がございます。個人で進まれる場合はもうやはり右側ですね、歩行者と一緒にです

ので。ただ、歩道がありましたら、やはり歩道上をぜひ走っていただきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 よく最近では練習会で、歩道というか、道路を集団で走っている方も多いですよね。ですから、ちょっとその辺のもう一回——今走る方が結構ふえていますので、何名以上は左側とか、少し周知徹底というのをやったほうがいいと思います。

それと、夜走る、私も夜走るんですけども、蛍光たすきをかけてないで走っている方もいらっしゃるって、非常に走っている同士も恐ろしいし、車を運転して見えづらい、捉えづらいという場面が幾つもありますので、その徹底もあわせて——特に今走る人ふえてきていますので、そういったところも、このプランも含めてこれからの周知徹底というのをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木庭交通部長 先ほど集団で、ある程度の梯団となった場合は左側を行ってもらう場合もあると申しましたが、通常の練習におきましては、そういった、何かリーダーの方がいて、集団で移動するわけじゃないと思うんですよね。ですから、これはやはり個人としての走行だと思いますので、通常は、歩道がなければ道路の右側を走っていただくということになると思います。

それと、反射材の関係でございますけれども、これもやはり大事な問題で、若干最近では日暮れも遅くなっておりますけれども、特に10月ごろから非常に日暮れが早くなったということで、そういう申し入れも、市の熊本城マラソンの事務局に申し入れしまして、そういった参加者の方にいろんな連絡文を発送する場合には、そういった反射材の着用をお願いするような記事も入れるように事務局のほうにお願いしましたところでありますし、ま

た、12月には、免許センターのほうで、こういった熊本市の事務局の方、それから熊本走ろう会の重立った方等に来ていただきまして、いかに反射材をつけると見え方が違うのか、効果があるのか、その付近を实际市の事務局の方、あるいは熊本走ろう会の方には体験していただいて、そしてそういったことをほかの方にも広げるようなことも依頼したところでもあります。

今後とも、しっかりとそういったことで、やはり反射材一つで悲惨な事故が防げると、また、反射材をつけて走ることによって、その安全に対する意識が非常に向上するというふうに聞いておりますし、また、そうだろうと思いますので、しっかりとその辺の対策をしていきたいと思っております。

○鎌田聡委員 先ほども言いましたように、結構走る人が今ふえてきていますので、それぞれのやっぱりマナーも守らなければいけないし、自分の身を守る取り組みも必要になってきます。そして、また、走っていると、信号をついつい——私は守っていますけれども、守らぬでぱっと行く人もいらっしゃいます。そういったところの、もう一度そういった交通安全を含めたマナーの徹底というのをやっていただくようお願いしておきます。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はございませんか。

○荒木章博委員 なら、最後に1つだけ。

○高野洋介委員長 その他じゃないですよ。

○荒木章博委員 その他じゃないです。

今、振り込め詐欺、特殊詐欺について話が今出ておりましたけれども、本会議やら委員会でも申しましたけれども「振り込め詐欺見張

隊」の対応についても質問したところでございますけれども、これもどういうふうに今考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○甲斐参事官 自動通話録音装置、これにつきましては、現在、要求しまして、100台程度は今回確保する見込みです。必要により、各署に配付したいと考えております。

○荒木章博委員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かありませんか。

○荒木章博委員 ここに「熊本の心」を検証するために、県民大会ということを開催されるということで、これ、家庭教育支援条例を含めた、非常にその取り組みの中で教育長も議会や委員会でも答弁をされている。「熊本の心」熊本の歴史、文化を大切にすることの一環として今回取り組まれたことだと思います。これは非常に私はすばらしい行事だというふうに思います。

今後、こういったのを県民にも周知しながら、今後数度となくやっていかれると思いますけれども、そこのところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

「熊本の心」は、御案内のとおり、全ての小中学校に児童生徒分、道徳教育、熊本を知って、学んで、熊本の偉人であるとか、すばらしい文化を学ぶということから、郷土を大

切に思う、ひいては国を大切に思う心にもつながるような道徳につながるものと思っております。

これは、ただ読み物としてもおもしろいものですから、県民の方にも広げていってほしいという思いから、PTAであるとか、婦人会であるとか、小中学校にとどまらない、高校や幼稚園、保育園のようなどころにまで広げていきたいというふうに考えております。

これ、県民大会のような形で今回開催させていただきますけれども、生の偉人の声ということで、今回、山下元柔道の金メダリストの講演なども入れつつ、そういう子供たちにリアル感を持った偉人に触れるというような機会を持って、心を育てていってほしいなということで、今後もこのような活動をさまざまな機会を捉えて、伝えというか、育む機会を設けていきたいなというふうに考えております。

○荒木章博委員 「熊本之心」には、低学年の部と高学年の部とあります。今回は、対象はどっちですか。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

今回は全てでございます。小中学校、低学年、中学年、高学年、中学校編と4種類ありますけれども、それ、全てを対象にしておりまして、実践事例を発表していただきますのは小学校の高学年にはなっておりますが、対象としては、全ての小中学校の読み物全てにする予定でございます。

○荒木章博委員 今後、やっぱり取り組みとしては、年に数回やっていかれる考えですか。

○福澤社会教育課長 大きな県民大会としては、今のところは1回とは思っております

が、この「熊本之心」の読書感想文のようなものは、小学校から高校、大人まで募集して、今回も表彰を行おうと考えておりますし、少なくとも学校の授業ですね、小中学校、週1回の道徳の授業で何がしかの形で使っていただくということで広く考えてはおります。一回きりということではなくて、さまざまな場面で使っていただくことを予定しております。

○荒木章博委員 要望ですけれども、委員にもこういうやつは早目に、白黒じゃなくて、カラーのやつでしょう。だから、委員さんには、こういういいことをやるのに、委員長も見ておられると思いますので、早目に皆さんに徹底すれば、特に「熊本之心」という教育長が自信を持って委員会でも発言されているやつですから、こういうことをやっているぞと胸を張って告知できるように、今後進めていただきたいと思います。

もう1点、修学旅行についてお尋ねをしたいと思います。

修学旅行について、今、海外はアジアとか、アジアに向けた台湾も含めて、シンガポールも含めて対応していると思うんですけども、海外に対する修学旅行の周知というか、取り組みというのは、昨年度、今年度に向けてどういうふうに今対応されているのか、中学校、高校含めて、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

海外修学旅行への取り組みについては、グローバルな人材の育成ということで、高校教育課としても非常に大切な事業だというふうに思って促進をしておるところでございます。

昨年の校長会議では、今台湾に修学旅行に行っております大津高校の校長に、校長会議

の場で、その台湾への修学旅行の意義についてお話をいただくというようなことを通して、実際に海外に修学旅行に行った成果等について、学校に話をしているところがございます。

今後とも、具体的に海外の修学旅行に行く学校がふえますように、さまざまな取り組みを進めていきたいと今考えているところがございます。

○荒木章博委員 いや、海外に進めていくということを聞いているんじゃないでしょうか。今現実的に何校が、何名が行ったのか、中学も含めてお尋ねしたいと思います。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

中学校の修学旅行につきましては、海外は行っておりません。今、ゼロでございます。

○上川高校教育課長 現在、海外修学旅行、今年度につきましては、大津高校、熊本商業、それから東稜高校の3校でございます。

○荒木章博委員 いや、だから、そこはどこに行ったのか、何名行ったのか、その把握はされていますか。

○上川高校教育課長 大津高校については、1学年の生徒が行っております。全クラス行っております。それから、東稜高校については、国際コースの1年生が1クラス、これは台湾に行っております。それから、熊本商業の国際経済科の、これは2年生でございます。これが台湾まで1クラス行っております。

○荒木章博委員 やっぱ海外修学旅行、研修というのは、非常にこれは取り組むべきだというふうに思います。

それと、本年度からシンガポールにも、農政の課長だったか、が所長で行っておられるし、JICAあたりとの取り組みとか、そういったものも、やっぱり海外研修あたり、海外修学旅行あたりは積極的に対応すべきだというふうに私は思いますので、シンガポールにせっかくそういうきちんとした所長も県から派遣したり、それとの向こうとの対応の仕方と、ことし3月には、私立の中学校が約30数名、校長先生初め修学旅行に行くということで、シンガポールに行くということで、シンガポールの事務所と対応するとか、学校交流をどこの学校とやると、アウトをやっぱ大切にすることによってインバウンドもあるわけですから、せっかく知事が「夢の架け橋」プランの中で、海外交流、そしてアジアへの戦略というものを打ち出していますから、教育委員会も自主的にどういう動きをしていくかということは、やっぱり国際化の子供たちを育てる、英語教育あたりも小学生に対応しなきゃいかぬ。そういった中で、やっぱり英語の大切さとか、外国語の大切さ、やっぱり外国を見聞してこそ私は取り組むことができるというふうに思いますので、積極的に対応していただきたいと思います。

あわせて、委員長、いいですか。

県警のほうにも、県警あたりの研修といたしますか、海外研修、これ、治安の勉強とか、研修とかについては、どのくらい年間派遣されているのか、期間あたりも教えていただきたいと思います。

○林参事官 現在、刑事部門で1年間、海外研修で語学の研修で行っておるのがございます。昨年度まではシンガポールに行っておりましたがけれども、本年度からは台湾のほうに場所を変更して、北京語の習得ということで派遣をいたしております。全て県費をいただきまして対応しているところがございます。

○荒木章博委員 ちょっと私が聞き漏らしたかもしれませんけれども、人数と期間あたりをちょっとお尋ねしたい。そしてまた、新年度に向けて大体どのくらいのメンバー、人数が行かれるのか、お尋ねしたいと思います。

○林参事官 現在、1人を派遣しております、1年間、予算としましては440万ほどいただいております。

あと1つ、モンタナ大学のほうに24日間、2人ということもございました。

○荒木章博委員 本部長にやっぱりちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、お願いもしたい。

やっぱり海外研修というのは、非常に語学力も含めて大切だというふうに思います。だから、やっぱり管理職の皆さんを含めて私は積極的に海外への対応、そしてまた、今度は、天皇皇后両陛下をお迎えして、熊本での行事、国際会議もあっておりますし、また、あわせて、6年後に——来年には世界の剣道大会が日本で18年ぶりに開催をされる、また、世界ハンドボール大会の女子の部も熊本で開催をし、その後にオリンピックも6年後に開催をされる、多くの観光客が治安に向けた充実というのを日本に望んでいるわけですので、ぜひこういった海外視察あたりを署員の幹部の皆さんまで含めてやられたらどうかと要望したいんですけれども、いかがでしょうか。

○西郷警察本部長 御指摘のとおり、社会の国際化が進展をしております、警察で取り扱う事案も、そういう事案が今後ふえてくると思います。警察でも、海外の言語を習得するために、警察大学校でも課程などもありまして、そういうところへの派遣ですとか、そういうものも積極的にやっておるわけですが、現在でも台湾ですとかに派遣をして

語学研修を行わせております。引き続きこの種のを充実していく必要があるというふうに思っております。

○荒木章博委員 ちょうど私が仲人した人が、たしか中国語ができて、警察で中国にしばらくいた。大分若いときの仲人ですから今どこにいるかわかりませんが、そういった中で、やっぱり海外研修や語学力含めてグローバルな警察官を目指すためには、そういうのが必要だとは思っていますので、本部長が言われるように、今後も積極的な対応をしていただきたいと、かように思っております。

また、「振込め詐欺見張隊」も100台整備をされるということでございますので、改めてお礼を申し上げて質問を終わります。

○高野洋介委員長 ほかにありませんか。

○木庭交通部長 済みません、先ほどの私の発言で1つ訂正させていただきます。

集団で走行する場合は道路の左側と申しましたけれども、これは間違いでありまして、歩道があっても車道の右側を——100人以上の集団で行く場合は、歩道じゃなくて、車道の右側を行きなさいという規定があります。ただ、その場合も、警察官が現場で右側は危ないと判断すれば、左側を集団で行くように指示することができるという規定があります。

大変申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

○高野洋介委員長 わかりました。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次の委員会は、2月21日金曜日午前10時からを予定しております。正式には後日文書で通知いたします。

それでは、これもちまして第8回教育警察常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長